

ISO10957

ISMNコードの概要、 世界の状況と 波及効果



— 岩本京子 —

1.はじめに

ISO 10957（国際標準音楽番号^{注1)} International Standard Music Number/以下ISMN）は楽譜^{注2)}と版の識別子である。2020年、JAPAN ISMN Agencyは日本のISMN国内機関として開設され、2021年、一般社団法人日本ISMNコードセンターが設立された。現在、ISO/TC 46国内委員会とINFOSTAの協力を頂きながら、ISMNのJIS開発を行なっている。

ISMNは1993年に標準化され^{注3)}、世界で楽譜の流通に利用されてきたが、日本では知られていない。ここでは、ISMNの概要と世界における状況、日本においてのISMNが導入されることによる波及効果を以下に紹介する。尚、本文はISMNコードについて、わかりやすく簡潔な説明に終始している。実際にISMNコードを利用される方は、前述のISMNコードマニュアルで詳細をご確認ください。

2.国際標準規格ISMN¹⁾

2.1 管理と機関

ISMNの管理は、国際機関、国内機関^{注4)}および登録者による三段階で行われる。以下、特に断りがない限り、国際機関、国内機関とはISMNの国際機関、国内機関を指すものとする。

国際機関はInternational ISMN Agencyであり、ドイツのベルリンにある。ISMNの国内機関は会員制であり、国際機関により承認された会員が開設する。登録者とは各国内機関に登録した者を指す。

国際機関は会員からの拠出金により運営され、年次総会において全ての決議や予算の採決を行う。国際機関は、ISMNの使用の管理監督、国内機関の承認、国際的なISMNの利用促進、国内機関によるISMN利用促進の支援を行う。

国内機関は、登録者に対するISMNコードの割り当て、登録者の管理、登録者への連絡と技術的な支援、国内マニュアルの作成、国際機関への報告と拠出金の支払いなどを行う。また、国内機関は登録者にかわりISMNを直接個々の楽譜に割り当てることもできる。

2.2 登録者と利用

登録者は楽譜の発行者である出版社、作曲家、団体などであるが、例外として、発行者の代理人や流通組織の場合もある。登録者は、登録者情報を国内機関に提供し、国内機関から利用可能なISMNコードを割り当てられる。ISMNが有償か無償かは国内機関により異なる^{注5)}。個々の楽譜へのISMNの割り当てと管理は登録者の責任で行われる。

ISMNは、出版社、作曲家、図書館、研究機関、流通、小売店、その他の楽譜利用者によって、楽譜や出版社の識別、検索、確定、管理、カタログ制作のために主に利用される。

2.3 基本構造

ISMNはGS1規格による13桁のISMNコードによって識別される^{注6)}。このコードは4部構成である。接頭値の4桁979-0^{注7)}がISMNであることを識別し、以下の8桁で登録者と楽譜を識別し、最後1桁はチェックデジットである。各部分の間はハイフンまたはスペースで区切られる。登録者番号と楽譜番号の桁数の合計は常に8とし、数字の大きい（桁の大きい）登録者には、少ない楽譜番号が、数字の小さい（桁の小さい）登録者には、多数の楽譜番号が割り当てられる。

2.4 使用範囲と適用

ISMNは、楽譜の発行元（出版社）、タイトル、著作者名、版、および形式（作品集、単体、セット、付属品など）、形状（紙楽譜、デジタル、ダウンロードデータ、点字など）のいずれかが異なるれば異なるコードが割り当てられ、これらを識別することができる。ISMNと共に整備されるメタデータシステムにより、様々な情報の入手が可能となる。ISMNは、楽譜の形状や頒布形態（販売、レンタル、無料提供、著作権の有無など）

にかかわらず使用できる。ISMNにはJANコードのような国別コードはないが、出版社を特定できるので、間接的に楽譜の原産国を識別することも可能である。

ISMNの使用範囲は、スコア・パート譜セット・個別のパート譜、個別に入手可能な楽譜・曲集・記譜された音楽の出版に不可欠なメディアやその他の書類や歌詞・解説（たとえば、楽曲の「パート」の一つであるテープ録音）、楽譜付きで公開された歌のテキストまたは歌詞・楽譜付きで公開された解説、マイクロ形式の音楽出版物・点字音楽出版物・楽譜の電子出版物音楽等である。

ISMNの版は、楽譜または歌詩・歌詞・テキスト等の変更、翻訳の追加・削除・変更、新しい形状の出版物の作成を示す場合に更新され、版ごとに個別のISMNコードを割り当てる。

同一楽譜であっても別の登録者が複製した場合や、マイクロフォーム版など形状が違うものを作成した場合、あるいは内容は同一だが異なるタイトルの表紙によって公開されている場合は別のISMNコードをそれぞれに割り当てる。一つの作品で複数のISMNがある場合は、そのリストを作成しそれぞれの楽譜に明記する。ISMNは楽譜の裏表紙右下にOCR-Bフォント（9pt）を使用してISMNが含まれるバーコードとともに表示する。

2.5 他のコードとの関係

2.5.1 ISBN（国際標準図書番号）との関係

出版物のうち、楽譜か書籍か、判別することが難しい場合、ISMNとISBNの両方を割り当てることができる^{注8)}が、登録者が1種類の番号のみを使用する場合はISMNが優先される。楽譜が掲載されていない音楽書は、ISBNのみとなる。

2.5.2 ISSN（国際標準逐次刊行物番号）との関係

音楽雑誌や楽譜がシリーズで定期刊行されている場合、ISMNとISSNを両方割り当てる。その際、ISMNは、シリーズ全体とシリーズ内の個々の巻にも割り当てる。

3. 世界のISMNコード状況調査

ISMNの国内機関は現在世界65カ国にある²⁾。2018年、ISMNの日本への導入の政策研究として、ISMNの国内機関に対し、アンケート調査と実地調査を行った^{注9)}。以下、その結果より、ISMNの利点、国内法との関係、問題点とその改善、米国のISMN導入経緯を抜粋し紹介する³⁾。

3.1 ISMNの利点。

ISMN国際機関は、ISMNの利点について、大きく以下の5点をあげている。①出版社の楽譜の確定、管理、カタログ作成が容易になり、楽譜流通が促進される、②音楽業界における楽譜と版の確定を容易にし、国際的に楽譜情報が共有される、③メタデータを著作権料徴収に活用できる、④図書館において国際的な識別子としての活用でき、カタログの作成にも有効である、⑤国際標準化の理解と促進につながる。

国内機関に行ったアンケート結果におけるISMNの利点を＜グラフ1＞に示す。

調査結果は、国際機関の公表と国内機関の回答は概ね一致する。利点の回答は、複数回答が多く、ISMNは複数の利点が存在していると思われる。

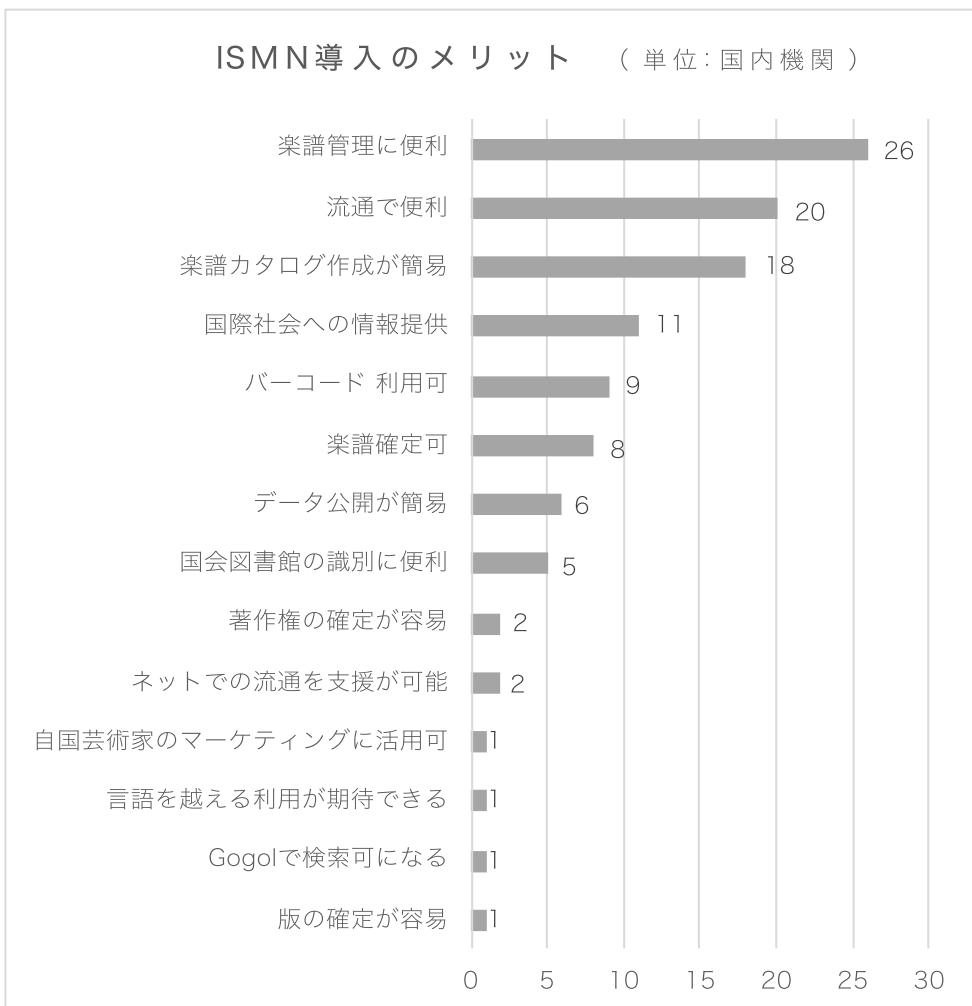
3.2 ISMNと国内法や納本制度、図書館による割り当て

3カ国がISMNを国内法で義務化しており、10カ国が図書館への納本制度の義務化により、事実上ISMNを義務化している。他に、背景に著作権法、出版社登録法やその他の法律をほのめかしてISMNの取得を推奨している国が3カ国ある。

ISMNの国内機関は図書館が多数を占めており、ISSNやISBNの国内機関と兼ねるとことが多い^{注10)}。各国図書館は、複数のISO識別子の国内機関であることを上手く活用し、識別の簡便化、迅速化、国際標準化を実施している。

3.3 ISMNの問題点と解決状況

ISMNの問題点についてアンケート調査では、①ISBNとの関係、②国際機関の支援のすくなさ、③ISMNの認知の低さ、④業界の協力体制、⑤音楽



<グラフ1：ISMN 国内機関が回答した ISMN 導入の利点>

業界の特殊性、⑥国内機関内の問題、⑦アマゾン問題などが挙がった。

上記のうちISBNとの関係の問題は、楽譜にISBNが先行して導入されている場合、ISBNはISMNよりはるかに登録者が多いことからISBNからISMNの付け替えに種々の問題が生じることを指す。国際機関は登録者の増加に加えてISBNの問題解決や認知度の向上のために、とりわけ米国、中国、日本でのISMN促進に今後力を入れる方針を立てている⁴⁾。アマゾンの問題は、当初アマゾンの20桁自社コードと国際標準コードの社内外での位置付けが不明確であったが、GSIを仲介し国際機関とアマゾン間で協議を重ね、結果、現在アマゾンは流通上、国際標準コードを使用している。

3.4 米国 ISMN導入の経緯

米国は、日本と同様に音楽市場が大きく、また、ISBNが先行している国である。米国では、①欧州市場への販路拡大、②新規小規模出版社への市場参入を容易にする、③議会図書館での正確な情報収集という三つのメリットがあるとISO庁が判断し、2011年にISMN国内機関を議会図書館に開設し、2018年時点では281社の出版社が登録していた。

米国は、国内機関開設時に国家予算を十分投入し、オンラインによる自動割り当てと管理のシステムを構築し、登録者は無償でISMNを利用できるようにした。自動割り当ては図書館の情報収集を容易にし、納本率の向上につながり、

図書館職員の作業は納本楽譜とISMNの照合のみでよく、結果、管理負担やシステム完成後の経費が節減されている。つまり、米国の取り組みは図書館、出版社、社会の三方に利点ある仕組みを初期に作ることで、導入後に低予算で大きな波及効果を生んでいる。

4. ISMNの日本への導入による日本での波及効果

ISMNを国内に普及させることにより主に以下の4点の効果が期待できる^{注11)}。

4.1 楽譜市場の拡大

ISMNが付与され国際的なデータベース(ISMNマネージャー、IDNVシステム、World Catなど)に登録されることにより、世界市場に楽譜を供給することができる。作曲家自身が個人で頒布する楽譜にも割り当てることが可能であることから、日本の全楽譜(推定14万楽譜)にISMN付与が可能であり、JIS化によりISMN利用が促進されれば、世界の楽譜市場の10%以上のシェアを獲得する事も可能であると試算される^{注12)}。データベースは登録だけでなく利用も可能になることから、相互の情報共有が増加し、海外楽譜の日本における流通も容易になり、日本の国内市場が拡大し、結果、音楽コンテンツの新作の創作意欲や二次利用の加速にもつながる。

4.2 国立国会図書館の国際標準化

日本では、『日本目録規則2018年版』(NCR2018)において識別子としてISMNは明記され、2021年1月より国立国会図書館ではISMNによる識別、登録や管理が開始され、インターネットでの検索などが可能となった。ISMNの普及は国会図書館で世界標準に基づいた正しい分類を促進し、ISMNにより識別された日本の情報が世界90カ国71,000図書館にWorld CatやNDLデータシステムを介して提供される。

4.3 小規模出版社や伝統楽器楽譜の新たな販路拡大

これまで流通に乗ることのできなかつた小規模出版社や作曲家の未出版作品、日本の伝統的

な邦楽器を使用した作品も広く海外市場に供給することができる。

4.4 著作権の問題の解決

ISMNを利用することで作品と出版社の特定が容易になり、翻案許諾が簡便になることで、翻案訴訟が減少するとともに、類似性・依拠性の訴訟証拠として楽譜を活用することができ、著作権問題の解決につながる。3年間の知財判例を調査・分析した結果、音楽訴訟では翻案権や翻案許諾に関する訴訟が多数を占めていた^{注13)}。その判決のための証拠は楽譜をもって行われている(ワン・レイニー・ナイト・インナー・トーキョー事件(最判53・9・7民集32巻6号1145頁他))が、その楽譜の確からしさを立証するには多くの手間と困難が伴う。ISMNコードとともに楽譜データの保全が行われることでこれらの証拠が明確になり、利用者から権利者へのアクセスが容易になれば訴訟が確実に減少すると言える^{注14)}。

5. おわりに

私がISMNの研究を着手した時、ISMNに特化した先行研究者は国内に不在であり、業界も興味を示さなかった。現在、コロナ禍により音楽業界は大きな苦境に陥っているが、世界市場への参入、および世界的メタデータ^{注15)}の形成とそのデジタル化は今後の発展に不可欠な要素であり、ISMNはそのインフラ整備として大きな一端を担うと確信している。ISMNの状況や日本への波及効果を大まかであるがここで紹介させていただいたことで、少しでもその認知度が上がり、多方面の方にISMNに興味を持って頂ければ幸いである。今後、ISMNが国内多数の楽譜に割り当てられ、国立国会図書館およびISMN国際機関と国内機関のメタデータシステムに楽譜情報が登録されることで国際流通が加速し、日本の楽譜が直接国際市場へ供給されることは、世界的シェアの拡大だけでなく、日本国内の音楽市場の拡大につながり、ひいては、文化の発展に寄与するものである。

注

注1) 現在、国会図書館ではISMNを国際標準楽譜番号と訳しているが、厳密にはISMNは楽譜以外にも付与できるため、ここでは直訳の国際標準音楽番号とする。ISMNの正式訳はJIS原案作成委員会において本年度検討予定。

注2) 正確には音楽を再現するために記されているものであり、楽曲によってはCDや映像、文章も含まれるため楽譜だけではないが、ここでは文字省略のために“楽譜”と記載する。

注3) ISBNが書籍流通において世界的普及した状況下において、同様に楽譜にも国際標準番号の必要性が高まり、欧米の出版社や研究者を中心を開発された。

注4) 正確には各國または地域機関であるがここでは国内機関とする。国内機関は1カ国1機関が基本であり、78%が国立図書館や国立大学図書館、8%が政府機関、5%が公益協会、10%が民間企業である。10%の民間企業はドイツ、ミャンマー（日本も民間企業であるが国内機関データ収集時は未加入）である。ドイツは歴史的に音楽市場がオーストリアとスイスを含む一帯であるため国境を超えた機関であり、そのため民間企業である³⁾。

注5) 全体の24%が有料、67%が無料、9%が不明³⁾。

注6) 1993年の開発当時は10桁のコードであったが、2008年、Global Trade Item Number（GS1）規格を採用し10桁のコードの前に979-0を加え、現在、13桁のコードとなる。

注7) EAN（International Article Number）のBook I and fieldによる規定であり、《0》は、ISMNに対して定義されている979の全体の容量の最初の10分の1を示す。現在979-1～979-9はISBNが使用しているためISMNの接頭値は979-0となる。

注8) 複数のコードが楽譜に表示される場合、区別がつくように配置しなければならない。日本国内においては、ISBNコードは書籍JANと二段コードで裏表紙右上に配置されるが、ISMNコードは裏表紙右下一段コードでありそれぞれ規定のサイズや形状も違う。

注9) アンケート調査は、2018年9月26日、国際機関の協力の下、ISMN国際会議（マルタ）で、本研究に関するショートスピーチ後アンケートの実施を説明し、会議参加の国内機関に筆記式のアンケートを実施した。不参加の国内機関には、グーグルフォームで実施した。回答率は63カ国60国内機関中37機関（67%）である。

注10) 国内機関のうち33%がISMN、ISBN、ISSNを括管理している。ISBN、ISMNの両方またはISMN、ISSNの両方を管理している国内機関を合わせると全体の55%に及ぶ。

注11) 令和3年度、経済産業省、「戦略的国際標準化加速事業：産業基盤分野に係る国際標準開発活動、テーマ名：国際標準楽譜番号（ISMNコード）普及促進のためのJIS開発」にて公開、5年後にKPI実施予定。

注12) JAPAN ISMN Agency試算。

注13) 最高裁判所事務総局判例情報より2016年1月1日～2018年12月31日の3年間に行われた主な判決

（13,266件）を調査した。知的財産判決は2,446件あり、その内著作権に関するものは145件であった。この145件に対し調査・分類を行ったところ著作権訴訟で最も多い分野は音楽であり285件、翻案無許諾16件）であった³⁾。

注14) 既存の流通に新たな仕組みを導入し、市場拡大と著作権の解決を同時に行った例にSpotifyがある。Spotifyは企業理念で「海賊版の撲滅」を掲げ、ストリーミング事業の具体策としては、「より便利な合法サービスを提供することで違法ダウンロードを駆逐する」という事を行った。具体的には、4000万件の音楽ストリーミング配信サービスの海賊版を入手するより遙かに便利に行える仕組みを作った。そしてこれが、使用者にも権利者にも良い状況を作り出している。さらに、多くの情報がフラットに手に入ることにより、今まで注目されていなかったジャンルのコミュニティができヒット曲が生まれたり、市場拡大と著作権問題の同時解決を実施している³⁾。

注15) De-Parcon社が開発しているISMNマネージャーとIDNVシステム、世界の国会図書館ネットワークWord Catなどがある。

参考文献

- 1) "ISMN Users' Manual", International ISMN Agency, 2016.
https://www.ismn-international.org/files/Web_ISMN_Users_Manual_2016.pdf (accessed 2021-07-01)
- 2) "International ISMN Agency",
<https://www.ismn-international.org/links/agencies> (accessed 2021-07-01)
- 3) 岩本京子. ISO10957 : 2009 (ISMNコード) の日本導入の意義とそれに必要な条件整備に関する考察－著作権インフラの整備に向けて. 政策研究大学院大学学公共政策文化政策コース修士論文, 2019.
- 4) ISMN Newsletter 30, 2020.11.

参考資料

—国内論文—

- 菅野育子, ISO/TC46の現状: 情報流通における国際標準化の意義(<特集>ISOと標準化), 2015, 情報の科学と技術, 2015, Vol.65, no.8.
- 菅野育子, 「情報とドキュメンテーション」に関する標準化活動の現状, 情報の科学と技術, 2003, Vol. 53ノブ号.

—Webサイト—

- ・知財高裁/パンフレット
http://www.ip.courts.go.jp/vcms_lf/05_3syo.pdf
- ・知的財産高等裁判所判例検索データベース
https://www.ip.courts.go.jp/app/hanrei_jp/search
- IMSN公式HP <https://www.ismn-international.org/>
- 書籍—
- ・紋谷暢男, 紋谷崇俊, 知的財産権法概論, 発明推進協会, 2017
- ・河世千広, 岩本京子, 世界の楽譜が消えたとき…, マザーアース, 2018